

# 建築物の中間検査の指定について

令和元年 10 月  
周南市建築指導課

市では、安全で安心な建築物を目指すため中間検査を実施しています。  
対象となる建築物や検査工程等は以下のとおりです。

## 1 中間検査を行う建築物

### ① 法で定める建築物

確認申請（計画通知を含む）が行われた階数が3以上の共同住宅で2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事を含む建築物

### ② 特定行政庁が指定する建築物

確認申請（計画通知を除く）が行われた新築（棟別）の建築物で以下のいずれかに該当するもの。

（①の国が定める建築物、型式適合認定に係る建築物、法第85条第5項の規定による仮設建築物を除く。）

- ・ 分譲を目的とする住宅
- ・ 主要構造部が木造であり、地階を除く階数が3である住宅
- ・ 主要構造部が鉄骨造であり、地階を除く階数が3以下、かつ、延べ面積が300㎡以上1,000㎡以下の建築物（平成14年国土交通省告示第667号に規定するテント倉庫建築物を除く。）

## 2 特定工程・特定工程後の工程

### ① 法で定める建築物

特定工程	特定工程後の工程
<u>2階の床及びはりの配筋工事</u>	<u>2階の床及びはりのコンクリート打設工事</u>

### ② 特定行政庁が指定する建築物

建築物の種類	特定工程	特定工程後の工程
木造	柱・はり及び小屋組の建て方工事	壁の内外装工事
枠組壁工法	耐力壁及び小屋組の建て方工事	
鉄骨造	1階部分の鉄骨の建て方工事	特定工程を覆う工事
RC造及びSRC造	<u>2階の床（地階を除く階数が1の建築物は屋根）及びはりの配筋工事</u>	<u>2階の床（地階を除く階数が1の建築物は屋根）及びはりのコンクリート打設工事</u>
上記以外の建築物	<u>2階の床（地階を除く階数が1の建築物は屋根）及びはりの配筋工事</u>	<u>2階の床（地階を除く階数が1の建築物は屋根）及びはりのコンクリート打設工事</u>

問合せ先

周南市建築指導課 建築指導担当

TEL 0834-22-8423